

1. 開催日時 令和5年4月10日(月)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員22名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 19名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫	3 大 澤 穰 兒	4 戸 田 修 司
	6 近 本 静 信		
	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆
13 越 智 要	14 桑 田 誠	15 森 京 典	16 新 居 田 守
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博
	22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文

欠席委員数 3名

5 岡 林 興 通 7 本 宮 勇 9 越 智 幹 男

4. 議事に関する職員

局 長	木 村 仁 士
次 長	新 居 田 伸 一 郎
次 長	渡 辺 修 三
主 査	江 頭 好 治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第1号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～18）

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～13）

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～6）

議案第4号

農業振興地域整備計画変更（編入）について（受付番号1～18）

議案第5号

審査請求に対する弁明書（案）について

報告第1号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～26）

報告第2号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1）

報告第3号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～4）

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1）

報告第5号

職員の任用について

報告第6号

今治市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部
を改正する規程制定について

6. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第1回総会」を始めさせていただきたいと存じます。
本日は、委員22名中19名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。

議長 それでは、ただ今から「令和5年度 第1回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
今回は、議事録署名人に6番（近本 委員）、18番（吉井 委員）、両委員を私から指名させていただきます。

議長 最初に、議案書の17ページ、報告第5号「職員の任用について」をご覧ください。
市長から提示のあった4月1日付け農業委員会事務局異動者案について、提示案のとおり任用することといたしました。
事務局長 織田浩史（おりた ひろふみ）、事務局次長兼庶務係長 森正徳（もり まさのり）、事務局次長兼農地担当係長 二宮一成（にのみや たかのり）、農業係長 井原綾（いはら あや）の任用を解き、生涯学習課から木村仁士（きむら ひとし）を事務局長として、農業土木課から新居田伸一郎（にいだ しんいちろう）を事務局次長兼農地担当係長として、生活支援課から阿部充（あべ まこと）を庶務係長として、朝倉支所住民サービス課から木根致左（きね ちさ）を農業係長として任用するものです。
以上、ご報告いたします。
それでは、新たな事務局メンバーから挨拶をお願いします。

異動者 （新任挨拶）

議長 議事に入ります前に、これからの議事に関与しない阿部係長と木根係長は、これにて退室いたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
議案第1号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は大浜町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は42㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は近見町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は5,018㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は野間にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計5,704㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であると

の意見でありました。

- [受付番号 4] 申請地は孫兵衛作にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 7 7 3 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は新谷にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5 6 8 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は古谷にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 0 7 4 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は玉川町小鴨部にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 9 9 7 m²でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は玉川町小鴨部にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 2 8 0 m²でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は玉川町鈍川にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 3 7 6 m²でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は玉川町與和木にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2, 5 1 5 m²でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は大西町山之内にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5, 0 2 1 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大西町山之内にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 3, 5 7 3 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は大西町宮脇にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 4, 6 0 7 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は大西町九王にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 8 2 2 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 15] 申請地は伯方町有津にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 6 1 8 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 16] 申請地は伯方町伊方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3 6 7 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 17] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1, 0 2 3 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 18] 申請地は上浦町井口にある農地 1 3 筆で、登記地目は畑、山林、原野、面積は合計 7, 9 8 7 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1～2 ページの合計は、1 8 件、4 6 筆、面積 5 0, 3 6 5 m²となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議 長 続きまして、
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 950 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼市議会議員、申請地は 7 筆で、地目は田または畑、面積は合計 3, 397 m²で、現在、水稻または野菜を栽培し

ております。

今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 3 筆で、地目は田または畑、面積は合計 2,863 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者兼公務員、申請地は 2 筆で、地目は樹園地、面積は合計 1,268 m²で、現在、柑橘を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田または畑、面積は合計 1,701 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6、7] 受付番号 6 及び受付番号 7 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は、受付番号 6 1 筆、受付番号 7 1 筆 合計 2 筆で、地目は受付番号 6 樹園地 受付番号 7 畑、面積は合計 2,129 m²で、現在、柑橘または野菜を栽培しております。

今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者兼不動産業、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 90 m²で、現在、野菜を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 5 筆で、地目は田または樹園地、面積は合計 3,358 m²で、現在、水稻または柑橘を栽培しております。

今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は 2 筆で、地目は樹園地または畑、面積は合計 912 m²で、現在、柑橘または野菜を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 11] 譲受人は〇〇才の農業者兼工員、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,295 m²で、現在、野菜を栽培しております。

今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 12] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 347 m²で、現在、野菜を栽培しております。

今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 13] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,178 m²で、現在、野菜を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 26 ページまでです。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ① 譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ② 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③ 信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④ 譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤ 譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥ 小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦ 農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

それでは、農地法第3条第3項に基づく審査基準を要約して説明いたします。(農地適格法人以外の法人等による権利取得)

- ① 権利の取得後において、その農地等を適正に利用していないと認められる場合には契約の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
 - ② 権利を取得しようとする者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ③ 法人の場合は、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められること。
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)

議 長 許可することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、許可することといたします。

議 長 続きまして、
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第3号 譲受人は公務員2名、申請地は乃万地区延喜の1筆で、地目は田、面積は581㎡でございます。
受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 譲受人は会社員2名、申請地は乃万地区阿方の2筆で、地目は畑、面積は合計252㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが建物が老朽化し、使い勝手が著しく悪化したため、周囲に住宅が密集していない静かな住環境にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年10月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3] 譲受人は社会福祉法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は乃万地区阿方の3筆で、地目は田、面積は合計706㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在使用している従業員と児童の保護者用の駐車場を、この度、土地所有者に返却することに伴い新たな駐車場を確保する必要が生じたため、施設に近接する利便の良い申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4] 譲受人は再生可能エネルギー発電事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区新谷の2筆で、地目は田、面積は合計1665㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定価格買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年8月15日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5] 譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畑、面積は421㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸保養所を建築するにあたり、必要

な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める法人の従業員の福利厚生の実を図るため、法人本社から近距離であり、しまなみ海道沿線の景観の良い場所にある申請地を譲り受け、保養所として整備し、法人に貸し付けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区野々江の1筆で、地目は畑、面積は325㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在県外に居住していますが、この度、郷里である大三島町に移住し新規就農するに当たり、大三島町内の住環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年3月15日で、許可日から令和5年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の27ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更(編入)について

事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。
議案第 4 号は、農振農用地区域への編入について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第 4 号 申請地は玉川町小鴨部の農地 34 筆 合計面積 24,565 m²であります。農用地であることが条件となる制度の対象とするため、申請地を
受付番号 農用地区域に編入するものであります。
1～15]

[受付番号 申請地は玉川町鈍川の農地 16 筆 合計面積 7,813 m²であります。農用地であることが条件となる制度の対象とするため、申請地を農用
16～18] 地区域に編入するものであります。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
議員 (質問、意見なし)
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 5 号 審査請求に対する弁明書(案)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。
議案第 5 号 審査請求に対する弁明書(案)について でございます。

令和 5 年 3 月 9 日に、審査請求人 ○○ ○○ から行政不服審査法に基づく審査請求が提起されました。

審査請求書は、お配りのとおりです。

朗読させていただきます。

審査請求の趣旨については、
「農地法が求める通知の要件を充足しており、直ちに貸借契約の解約に基づく、事務処理が行われなければならない。」ということで、不作為についての審査請求です。

まず、経緯について、ご説明します。
令和 4 年 11 月 25 日、審査請求人 ○○ ○○ が、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書を今治市農業委員会事務局に提出しました。

土地登記簿の所有者が未相続のため、農業委員会としては、相続人全員の意向の確認が必要であると判断しており、審査請求人 ○○ ○○が、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の添付書類として提出した「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」は、画像からの印刷のため、当該添付書類の真正性が確認できないことから受理通知書の交付はせず、保留としています。

画像からの印刷による「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書」は、お配りのとおりです。

9 ページの弁明書（案）をご覧ください。

第 1 審査請求の趣旨に対する弁明

「本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。」との弁明をするものでございます。

審査請求の趣旨に対する弁明には、「棄却」と「容認」とがありますが、「本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。」としております。棄却とは、審査請求に理由がないとき、容認とは、処分の全部又は一部の取消しなどです。

第 2 処分をしていない理由等

1 処分をしていない理由

農地法の賃貸借権の解約にあたり、土地登記簿の所有者が未相続の場合、あるいは、遺産分割協議書が整っていない場合には、相続人全員の意向の確認が必要であると判断している。

審査請求人が農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の添付書類として提出した「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」が画像からの印刷のため、当該添付書類の真正性が確認できないことから受理通知書の交付ができていない。

2 予定される処分の時期

未定（「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」が未提出のため）

3 予定される処分の内容及び理由

「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」が未提出のため、現時点では受理通知書の交付はできない。

第 3 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

第 4 関連する事実及び経緯

審査請求人に対し、令和 4 年 11 月 25 日に口頭により、令和 5 年 1 月 12 日及び令和 5 年 1 月 19 日にメールにより、賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書」の原本の提出を伝えた。

第 5 添付資料

画像からの印刷による「賃貸借契約の解約の手続きにかかる共同相続人同意書（宛先 今治市農業委員長）」

これは、先ほど説明した通りでございます。

なお、今後の手続きの流れについてですが、弁明書につきましては、農業委員会総会で議決後、審査請求人に対し弁明書を送付するとともに提出期限を定めて反論書の提出を求めることとなります。反論書の内容によりましては、新たな争点が出てきた場合につきましては再弁明書を提出することもあります。お互いの意見が出尽くし、必要な審理が尽くされたと判断した場合につきましては審理を終結し、審査請求に対する最終的な判断として、農業委員会において裁決を行い、裁決書を作成して審査請求人に送付するという流れになっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
議員 (質問、意見なし)
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第6号 今治市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程制定について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書10ページから13ページの報告第1号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は26件の届出がありました。取得事由は、全件、相続であり、権利内容は、受付番号10及び受付番号13は賃借権であり、受付番号10及び受付番号13以外は所有権でありました。
議案書14ページの報告第2号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、合計面積は315㎡でありました。
議案書15ページの報告第3号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は4件の届出があり、合計面積は3,944㎡でありました。
報告第2号及び第3号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第1号から第3号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書16ページの報告第4号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第4号

受付番号1] 令和5年3月3日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

続きまして、議案書18ページの報告第6号は、今治市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程制定についてでございます。

今治市農業委員会の個人情報の保護に関する事項において準用していた「今治市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則」が令和5年3月22日に廃止され、同日、新たに「今治市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則」を制定されたため、その文言を変更するものであります。

施行日を「今治市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則」に合わせ令和5年4月1日とするためには、総会を開くいとまがないため会長が3月30日付けで専決したことを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (意見なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全 員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。